

尼崎市既済部分査定基準

施行 平成 27 年 10 月 1 日

尼崎市既済部分査定基準（昭和 44 年 4 月 1 日実施）の全部を改正する。

（この基準の趣旨）

第 1 条 尼崎市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第 38 条第 1 項及び尼崎市工事施行規程（昭和 44 年尼崎市訓令第 5 号。以下「工事施行規程」という。）第 39 条第 1 項に規定する別に定める基準については、この基準に定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）部分払とは、工事請負契約約款第 38 条に定める部分払をいう。
- （2）既済部分とは、工事請負契約約款第 38 条第 1 項に定める検査に合格した出来高部分をいう。
- （3）出来高相当額とは、工事請負契約約款第 38 条第 1 項に規定する出来高相当額をいう。
- （4）工事費内訳明細書とは、工事施行規程第 7 条第 2 項第 1 号に規定する設計書をいう。
- （5）工事既済部分明細書とは、設計図書に基づき作成された既済部分の明細であって、工事施行規程第 39 条第 2 項に定める工事既済部分明細書をいう。
- （6）出来高金額とは、工事費内訳明細書の工事価格における既済部分の金額をいう。
- （7）工事担当課とは、工事施行規程第 2 条第 1 号に規定する工事担当課長が所管する組織をいう。

（査定の原則）

第 3 条 工事既済部分明細書は、工事費内訳明細書に基づき作成するものとする。

- 2 既済部分は、工事毎に明確に完了が確認できる部分とする。
- 3 材料（機器類を含む。）は、検査に合格し、取付け、組立て等を完了し、かつ転用困難なものでなければ既済部分の対象としないものとする。ただし、設計図書で部分払の対象に指定した材料（機器類を含む。）については、この限りでない。

（査定の方法）

第 4 条 既済部分の査定は、第 3 条の規定に基づき、原則として別表第 1 から別表第 5 までにより行うものとする。

- 2 別表第 1 から別表第 5 までに掲げる項目には該当しないが、工事費内訳明細書に記載のある項目で、取付完了のもの及び施工完了のものについては、査定率を 100 パーセントとする。ただし、別表第 1 から別表第 5 までに掲げる項目に該当しないもので、工事費内訳明細書に記載のないものを査定する必要がある場合の当該項目については、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。
- 3 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、検査に合格し、かつ転用困難なものは、市の都合により関係局長の決裁を得て査定率を 100 パーセントとすることができるものとする。
- 4 既済部分に対する出来高相当額の算定は、次の算式により行う。

- （1）直接工事費内の各既済部分金額＝既済部分の単価×数量×査定率
- （2）直接工事費の既済部分金額＝直接工事費内の各既済部分金額の合計金額
- （3）共通費の既済部分金額＝共通費×査定率

共通費の既済部分金額の算定に使用する査定率は、次のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。

査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100

査定率の有効桁数は、小数点第三位以下を切り捨て少数点第二位までとする。

- （4）出来高金額＝直接工事費の既済部分金額＋共通費の既済部分金額

- （5）出来高率＝出来高金額÷工事価格×100

出来高率の有効桁数は、小数点第二位以下を切り捨て少数点第一位までとする。

- （6）出来高相当額＝契約金額×出来高率

- （7）出来高金額及び出来高相当額は、1 円未満の端数を切り捨て 1 円の位までとする。

- （8）前号に定めるもののほか、金額の端数整理は、当該工事の積算基準によるものとする。

- 5 工事の中止、契約の解除等により既済部分検査を行う必要がある場合については、工事担当課

とその都度協議して定める。

(施行の細目)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行に際し、この基準の施行の日以降に締結する工事請負契約から適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

別表第1 土木工事

項 目	査定基準	査定率 (%)	備 考
コンクリート工	打込み完了のもの	95	
	躯体検査完了のもの	100	
型枠工	コンクリート打込み完了のもの	80	
	取外し完了のもの	100	
鉄筋工	鉄筋（配筋）検査完了のもの	100	
マンホール工	管の接合が完了していないマンホール	60	
	インバート、足掛け金物及び蓋の設置が完了していないマンホール	60	
共通費	査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100 ただし、これによりがたい場合は、第4条第4項第3号ただし書の規定により、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。		

注意事項

- 1 既済部分の査定は、第4条第1項の規定により、原則として別表第1により行うものとする。
- 2 別表第1に掲げる項目には該当しないが、工事費内訳明細書に記載のある項目で、取付完了のもの及び施工完了のものについては、第4条第2項の規定により査定率を100パーセントとする。
- 3 別表第1に掲げる項目に該当しない項目で、工事費内訳明細書にも記載のないものを査定する必要が生じた場合の当該項目については、第4条第2項ただし書の規定により査定率を工事担当課とその都度協議して定めるものとする。
- 4 土木工事として施工する、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の査定率は、原則として各別表の率を採用する。

別表第2 建築工事

項目	査定基準	査定率 (%)	備考
コンクリート工事	打込み完了のもの	95	
	躯体検査完了のもの又は打放しで打上がりが確認できるもの	100	
型枠	コンクリート打込み完了のもの	80	
	取外し完了のもの	100	
鉄筋工事	鉄筋（配筋）検査完了のもの	100	
鉄骨工事	組立て完了のもの	鋼材費	95
		副資材費	90
		加工、組立、さび止め	80
	建方検査完了のもの	100	
コンクリートブロック・ALCパネル 押出成形セメント板工事	施工完了のもの	100	
防水工事	露出防水で表面仕上げを除いて完了のもの	85	
	施工完了のもの	100	
左官工事	施工完了のもの	100	
建具工事	付属金物を除いて取付完了のもの	85	
	取付け運搬調整費は、実工事と同率とし、その額に対して	95	
	施工完了のもの	100	
ガラス	清掃を除いて完了のもの	85	
	施工完了のもの	100	
屋外付帯工事	施工完了のもの	100	
共通費	査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100 ただし、これによりがたい場合は、第4条第4項第3号ただし書の規定により、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。		

注意事項

- 1 既済部分の査定は、第4条第1項の規定により、原則として別表第2により行うものとする。
- 2 別表第2に掲げる項目には該当しないが、工事費内訳明細書に記載のある項目で、取付完了のもの及び施工完了のものについては、第4条第2項の規定により査定率を100パーセントとする。
- 3 別表第2に掲げる項目に該当しない項目で、工事費内訳明細書にも記載のないものを査定する必要が生じた場合の当該項目については、第4条第2項ただし書の規定により査定率を工事担当課とその都度協議して定めるものとする。

別表第3 電気設備工事

項 目	査定基準	査定率 (%)	備 考
電線・ケーブル 電線管・保護管 電線管付属品 ボックス ダクト ケーブルラック 電柱・ポール（基礎含む） 接地	施工完了のもの	100	
マンホール・ハンドホール	施工完了のもの	100	蓋設置（レベル施工）済とする。
配分電盤 制御盤・端子盤 変圧器等の配電機器 発電機 直流電源 弱電機器 昇降機 配線器具 照明器具	据付完了のもの （通電及び調整未確認）	70	弱電機器は、時計、放送、情報、火報、電話、TV共聴等とする。
	施工完了のもの	100	
塗装	仕上完了	100	
共通費	査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100 ただし、これによりがたい場合は、第4条第4項第3号ただし書の規定により、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。		

注意事項

- 1 既済部分の査定は、第4条第1項の規定により、原則として別表第3により行うものとする。
- 2 別表第3に掲げる項目には該当しないが、工事費内訳明細書に記載のある項目で、取付完了のもの及び施工完了のものは、第4条第2項の規定により査定率を100パーセントとする。
- 3 別表第3に掲げる項目に該当しない項目で、工事費内訳明細書にも記載のないものを査定する必要がある場合の当該項目については、第4条第2項ただし書の規定により査定率を工事担当課とその都度協議して定めるものとする。

別表第4 機械設備工事

項目	査定基準	査定率 (%)	備考
配管類 弁類 ダクト類（ダンパー類含）	施工完了	100	
ボックス類（量水器、散水栓等） 桝類	施工完了	100	蓋設置（レベル施工）済とする。
衛生器具及び同付属品 水槽類 給排水用ポンプ（汎用品） 消火機器類	現場据付完了	50	
	試運転完了	80	
ボイラー（汎用品） 冷凍機（汎用品） 冷却塔（汎用品） 空調用ポンプ（汎用品） 空調室外機（GHP、EHP、ビル用マルチ等）	現場据付完了	50	空調機等の工場出荷時における動作確認は済んでいるものとする。
	試運転完了	80	
空調機（家庭用、店舗用室内外機） 空調室内機（GHP、EHP、ビル用マルチ等）	現場据付完了	50	空調機等の工場出荷時における動作確認は済んでいるものとする。 カセット型の室内機については化粧パネルが取付いていない状態であっても現場据付完了とする。
	試運転完了	80	
ファン（汎用品）	現場据付完了	50	
	試運転完了	80	
壁取付形換気扇 パイプファン	現場据付完了	50	壁取付形換気扇及びパイプファンはウェザーカバー及び、バンドキャップ等が設置済で現場据付完了とする。
	試運転完了	80	
天井取付形換気扇 全熱交換器	現場据付完了	50	天井取付形換気扇及びカセット形全熱交換器については、化粧パネルが取付いていない状態であっても現場据付完了とする。
	試運転完了	80	
保温・塗装	仕上げ完了	100	
共通費	査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100 ただし、これによりがたい場合は、第4条第4項第3号ただし書の規定により、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。		

注意事項

- 1 既済部分の査定は、第4条第1項の規定により、原則として別表第4により行うものとする。
- 2 別表第4に掲げる項目には該当しないが、工事費内訳明細書に記載のある項目で、取付完了のもの及び施工完了のものについては、第4条第2項の規定により査定率を100パーセントとする。
- 3 別表第4に掲げる項目に該当しない項目で、工事費内訳明細書にも記載のないものを査定する必要がある場合の当該項目については、第4条第2項ただし書の規定により査定率を工事担当課とその都度協議して定めるものとする。

別表第5 プラント工事

項 目	査定基準	査定率 (%)	備 考
工場製作機器類	工場検査完了	第3条第3項ただし書による率は、100	第3条第3項ただし書の規定により、設計図書で部分払の対象に指定した材料については、既済部分の対象とする。 工場製品の価格（運搬費、搬入・据付費及び試運転調整費を含まない）
	現場据付完了（試運転完了）	100	工場製品の価格及び据付費（運搬費、搬入費及び試運転調整費を含む）
共通費	査定率＝直接工事費の既済部分金額÷直接工事費×100 ただし、これによりがたい場合は、第4条第4項第3号ただし書の規定により、当該工事の積算基準及び工事費内訳明細書を基に、工事担当課とその都度協議して定めるものとする。		

注意事項

- 1 既済部分の査定は、第4条第1項の規定により、原則として別表第5により行うものとする。